



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
7月16日
第21号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 告 示

- ※滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付要綱の一部改正（労働雇用政策課） 1
- ※滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金（施設および設備費）交付要綱の一部改正（労働雇用政策課） 2
- ※届出行為等修景対策費補助金交付要綱の廃止（都市計画課） 3
- 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨（森林保全課） 3
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課） 4
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課） 4
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課） 4
- 県営土地改良事業工事完了公告（耕地課） 5
- 落札者決定の公告（防災危機管理局、警察本部会計課） 5
- 病 院 事 業 庁 公 告
- 一般競争入札の公告 6

告 示

滋賀県告示第83号

滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付要綱（昭和50年滋賀県告示第325号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合において、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額があるときは、補助金に係る当該仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

別記様式第2号中「申請者」を「報告者」に、「滋賀県知事 殿」を「(宛先) 滋賀県知事」

に改める。

別記様式第4号および別記様式第5号中「滋賀県知事 殿」を「(宛先) 滋賀県知事」に改める。

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

報告者 住 所
氏 名 ④
〔法人にあつては名称
および代表者の氏名〕

年度滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金(運営費)に係る消費税および地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもつて交付決定された標記補助金に係る消費税および地方消費税に係る
仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第13条の規定による確定額

金 _____ 円

2 消費税額および地方消費税額の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認
できる資料)

付 則

この告示は、令和元年7月16日から施行し、改正後の滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金(運営費)交付要綱の
規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

滋賀県告示第84号

滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金(施設および設備費)交付要綱(昭和50年滋賀県告示第326号)の一部を次の
ように改正する。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第10条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第3条の補助金等交付申請書の、規則第13条の規
定による補助金等の額の確定の通知は規則第12条の補助事業等実績報告書の提出があつた日からそれぞれ30日以内
に行うものとする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消
費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、滋賀県認定職業訓練助成事
業費補助金(施設および設備費)に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記様式第6号)に
より、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合において、消費税および地方消費税に仕入控除税額があるときは、補助金に係
る当該仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

別記様式第2号中「滋賀県知事 様」を 「(宛先)
滋賀県知事」に改める。

別記様式第4号および別記様式第5号中「滋賀県知事 様」を 「(宛先)
滋賀県知事」に改める。

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

市町の名称および長の氏名または
職業訓練法人の名称および所在地
ならびに代表者の氏名および住所



年度滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金（施設および設備費）に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された標記補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第13条の規定による確定額

金 _____ 円

- 2 消費税額および地方消費税額の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

付 則

この告示は、令和元年7月16日から施行し、改正後の滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金（施設および設備費）交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

滋賀県告示第85号

届出行為等修景対策費補助金交付要綱（昭和61年滋賀県告示第504号）は、廃止する。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県告示第86号

平成30年農林水産省告示第914号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を湖南市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 湖南市三雲字大納言2108-1、2111、2119、2120から2124まで、字風呂山2708-71、2708-75、2708-88、2708-92、2708-125、2708-203、2708-210、2708-213
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第914号のとおり

滋賀県告示第87号

平成30年農林水産省告示第1054号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示

場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市信楽町多羅尾字的場 828-46、字東山1750-17、1750-18、1750-25、1750-33から1750-35まで、1750-41、1750-49、1750-52、1750-55、1750-58
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第1054号のとおり

滋賀県告示第88号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
医療法人小西醫院小西醫院ショートステイ	守山市洲本町1256-6	医療法人小西醫院 理事長 小西常起	守山市洲本町1256-6	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	2510701010	令和1.7.31

滋賀県告示第89号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
フォーラムはな	長浜市高月町西阿閉621番地1	特定非営利活動法人真	米原市市場471番地5	放課後等デイサービス	令和1.7.1	2550300160
放課後等デイサービスセンターこころね	草津市追分南三丁目5-4	株式会社 b i n k	草津市南笠町1088番地30	放課後等デイサービス	令和1.7.1	2550600429

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンモール草津 草津市新浜町300番地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 岡崎双一 ほか101者

- (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 井出武美 ほか94者
- 3 変更年月日 令和元年5月1日
- 4 変更の理由 小売業者の入替えのため
- 5 届出年月日 令和元年5月7日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 - 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和元年7月16日から令和元年11月18日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和元年11月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。
令和元年7月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営野洲川沿岸Ⅱ期（下流）地区農業用水再編対策事業	平成29年6月27日

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 借入物品名および数量 水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型) 1台および附属品一式(ポンプのメンテナンスを含む。)
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県消防学校 東近江市神郷町314 電話 0748-42-1000
- 3 落札者を決定した日 令和元年6月25日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 三菱電機クレジット株式会社関西支店 取締役支店長 松本龍治 大阪府大阪市北区梅田一丁目8番17号
- 5 落札金額 48,000,000円（消費税および地方消費税を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和元年5月10日(金)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和元年7月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 購入物品名および数量
 - (1) IPR形移動用無線機 IPR-ML（車載用） 106台
 - (2) IPR形移動用無線機 IPR-ML（移動用） 78台
 - (3) IPR形携帯用無線機 IPR-WT 71台
 - (4) IPR形オートバイ用無線機 IPR-AU 11台

- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231
- 3 落札者を決定した日 令和元年5月21日(火)
- 4 落札者の氏名および住所
 - (1) 1(1)、(2)および(4)の落札者 三菱電機株式会社京滋支店 京都府京都市下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町608番地9
 - (2) 1(3)の落札者 アイコム株式会社 大阪府大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号
- 5 落札金額
 - (1) I P R形移動用無線機 I P R-M L (車載用) 77,903,640円
 - (2) I P R形移動用無線機 I P R-M L (移動用) 61,217,208円
 - (3) I P R形携帯用無線機 I P R-W T 20,166,840円
 - (4) I P R形オートバイ用無線機 I P R-A U 14,280,948円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成31年4月9日(火)

病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における検体検査機器の借入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和元年7月16日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 検体検査機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和2年1月1日(水)から令和6年12月31日(火)まで
- (4) 設置場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（平成31年滋賀県告示第46号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した借入物品またはこれと同等のものを提供することができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。

ア 全体構成図および特徴を示す文書および図面

イ 性能、機能の詳細を説明する文書、カタログ等

ウ 技術的要件に対する対応状況を示す文書（各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。）

エ 本仕様書が公開された時点における納入実績（納入年度を明記すること。）

- (2) 提出期限 令和元年8月9日(金)17時まで

- (3) 提出場所 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582

-5031

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- (2) 契約条項を示す期間 令和元年7月16日(火)から令和元年8月26日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の提出期間 令和元年8月22日(木)から令和元年8月26日(月)まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から17時まで
- (6) 入札書の提出方法
ア 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)に示す場所に持参すること。
イ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和元年8月27日(火)10時 滋賀県立総合病院総務課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は総賃貸借料（60か月分）を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県病院事業庁が認めた者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Specifications for clinical laboratory system, 1

Set

(2) Deadline for tender : 17 : 00, August 26, 2019

(3) For further information, contact:General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031